

山口市監査委員 馬 越 帝 介
同 石 高 雅 美
同 宮 崎 高 行

令和6年度定期監査（後期）の結果について
地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施しましたので、
同条第9項の規定により、その結果を報告します。

1 監査の対象及び実施期間

実施期間	監査の対象
令和6年10月1日から 令和6年10月31日まで	交流創造部 観光交流課、湯田温泉パーク整備推進室
令和6年11月1日から 令和6年11月29日まで	総務部 デジタル推進課、職員課、収納課
令和6年12月2日から 令和6年12月27日まで	教育委員会事務局 学校教育課、社会教育課 小学校：名田島、島地、生雲 中学校：鴻南、平川 学校給食センター：徳地 学校給食共同調理場：大殿、名田島 大海総合センター
令和7年1月6日から 令和7年1月31日まで	地域生活部 協働推進課 地域交流センター：仁保、宮野、吉敷、鑄銭司、二島、嘉川、佐山 阿知須総合支所 地域振興課、農林土木課
令和7年2月3日から 令和7年2月28日まで	都市整備部 都市整備課 道路管理課 道路建設課
令和7年3月3日から 令和7年3月31日まで	農林水産部 農山村づくり推進課 阿東総合支所 地域振興課、農林課

2 監査の対象期間 令和5年度

3 監査の方法

令和6年度定期監査実施計画に基づき提出された監査資料について、山口市監査委員監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行が条例等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに主眼をおき、関係書類等を調査照合するとともに、必要に応じて関係職員から実情を聴取し実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

しかしながら、文書事務、会計事務及び契約事務において、依然として決裁日、施行日の記載漏れや訂正方法の誤り等の軽易な誤りが多数見受けられるとともに、条例等の誤認識や適用誤りによる適正でない事務も発生している。このことは条例等の正しい理解と適正な事務処理についての認識不足に起因するものと思われることから、職場内外における職員研修に努められ、条例等についての正しい理解と運用がなされるよう周知徹底を図られたい。

ついては、以下の件に関しては、特に重要と考えるため早急に改善されるよう強く要望する。

- ・支払手続、調定事務及び契約事務における条例等と異なる取扱い
- ・公文書の作成日付にかかる時系列の不整合
- ・決裁文書における決裁日・施行日の記載漏れ
- ・契約事務における契約書の条項や指定管理業務における基本協定と異なる事務取扱い
- ・切手受払簿における記載漏れ、切手受払簿等への修正液及び修正テープ等の使用による不適正な修正

財務規則など業務執行上のルールを含め、既存の適正な事務の執行を確保するため、デジタル技術の活用を含めた多角的なチェックの仕組みについて、より成熟したものとなるよう充実強化を図られるとともに、組織全体として改善策を講じられるよう、政策管理室を中心に部局内でさらなる共通理解を図られたい。

また、4月から山口市職員等の旅費に関する条例及び施行規則の改正に伴い旅費に係る会計事務の取扱いが一部変更されるとともに、山口市財務規則の改正に伴い少額随意契約の基準額が変更されることから、認識誤りとならないよう周知徹底されたい。